

最高裁人任一 E 秘第001153号

(人い-01)

平成19年4月17日

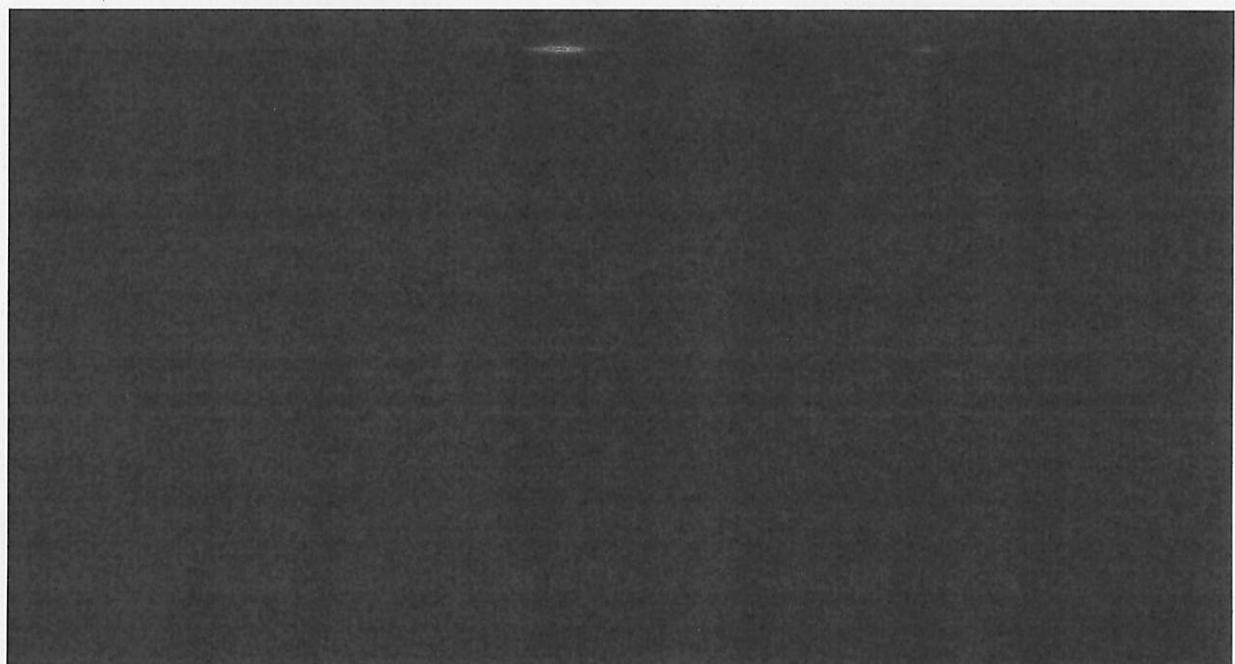
高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総局人事局長 大 谷 直 人

裁判官の昇給上申について（依命通達）

標記の昇給上申について、下記のとおり定めましたから、これによってください。

記



3 上申方法



付 記

- 1 この通達は、平成19年5月1日から実施する。
- 2 平成16年3月26日付け最高裁人任E秘第384号人事局長依命通達「裁判官の昇給上申について」は、平成19年4月30日限り、廃止する。

付 記（平成31年3月25日付け人任秘第4号）

この通達は、平成31年4月1日から実施する。